

# 請負契約書【案】

1. 契約の目的 三重運輸支局の一般廃棄物収集・運搬及び処理・処分業務契約
2. 履行場所 三重運輸支局
3. 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
4. 契約金額 金 円（消費税及び地方消費税額を含む）

(内 訳)

官 署 等 名	分 担 額	
	月 額	年 額
中部運輸局	円	円
独立行政法人 自動車技術総合機構 中部検査部	円	円
合 計	円	円

支出負担行為担当官 中部運輸局長 大石 英一郎（以下「甲」という。）と独立行政法人自動車技術総合機構 中部検査部長 下原 隆（以下「乙」という。）は、  
（以下「丙」という。）との間に、上記契約について次の条項により締結する。

- 第1条 丙は、甲及び乙から発生する一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）を、甲及び乙の指定する収集場所より収集し処理するものとする。
- 第2条 丙は、廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守すること。
- 第3条 丙は、善良なる管理者の注意をもって作業を行うものとする。
- 第4条 丙が作業中過失により、甲又は乙に損害を与えたときは、丙は甲又は乙に対しその損害の責を負う。ただし、丙の責に帰しがたい事由による場合はこの限りではない。
- 第5条 甲及び乙は、契約金額分担額（内訳）のとおり月額をそれぞれ丙に対し請負料として支払うものとする。
  2. 丙は、甲及び乙に対し月末締切を以て請求書を発行するものとする。
  3. 甲及び乙は、丙から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内にこれを支払うものとする。
  4. 丙は、甲及び乙の帰すべき事由により前項の支払期限までに請求金額が支払われないときは、支払期日の翌日から起算して支払いする日までの日数に応じ、当該請求金額に対し、年2.5%の割合で計算した金額を遅延利息として甲及び乙に請求することができる。

ただし、風水害等その他甲及び乙の責に帰しがたい事由による支払の遅延に対しては、その期間の遅延利息を計算する日数に算入しないものとする。

第6条 契約期間内において、市場価格の変動等により契約料金が著しく不合理と認められるとき、又は事情やむを得ないと認められるときは、甲乙丙協議の上契約料金を変更することができるものとする。

第7条 この契約によって生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡若しくは承継させてはならない。

第8条 丙は、契約の履行にあたり知り得た甲及び乙の秘密等を他にもらしてはならない。

第9条 甲及び乙は、丙（丙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 丙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、甲及び乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。

2. 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、丙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

第10条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲及び乙の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として、甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は丙が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令

(これらの命令が丙に対して行われたときは、丙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、丙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、丙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2. 丙が前項の違約金を甲及び乙の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲及び乙に支払わなければならない。

第11条 この契約の履行にあたっては、信義に従い誠実に行い契約に関し紛争が生じたときは、甲乙丙が選任した公平な第三者をもって円満な解決を図るものとする。

第12条 この契約に定めのない事項については、甲乙丙協議の上定めるものとする。

本契約を証するため、本書3通を作成し、記名押印のうえ甲、乙、丙各自1通ずつ保管するものとする。

令和5年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸2丁目2-1  
支出負担行為担当官  
中部運輸局長 大石 英一郎

乙 名古屋市中川区北江町1丁目1-2  
独立行政法人 自動車技術総合機構  
中部検査部長 下原 隆

丙